

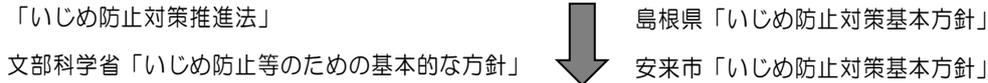
令和元年度 安来市立第二中学校いじめ防止対策基本方針

学校教育目標 「広い視野に立ち 安来の未来を切り拓く 心豊かな生徒の育成」

めざす生徒像

「困難な課題にあきらめずに粘り強く取り組む生徒（強い意志）」 「自ら課題を見つけ他者と協働して考え確かな知識・技能をもとに判断し表現する生徒（確かな学力）」 「自他を大切に思いを行動で表すことができる生徒（豊かな心）」 「健康に関心をもち、主体的に心身を鍛える生徒（たくましい体）」 → 「教えてもらう」から「自ら学ぶ」へ / 「やらされる」から「自らやる」へ

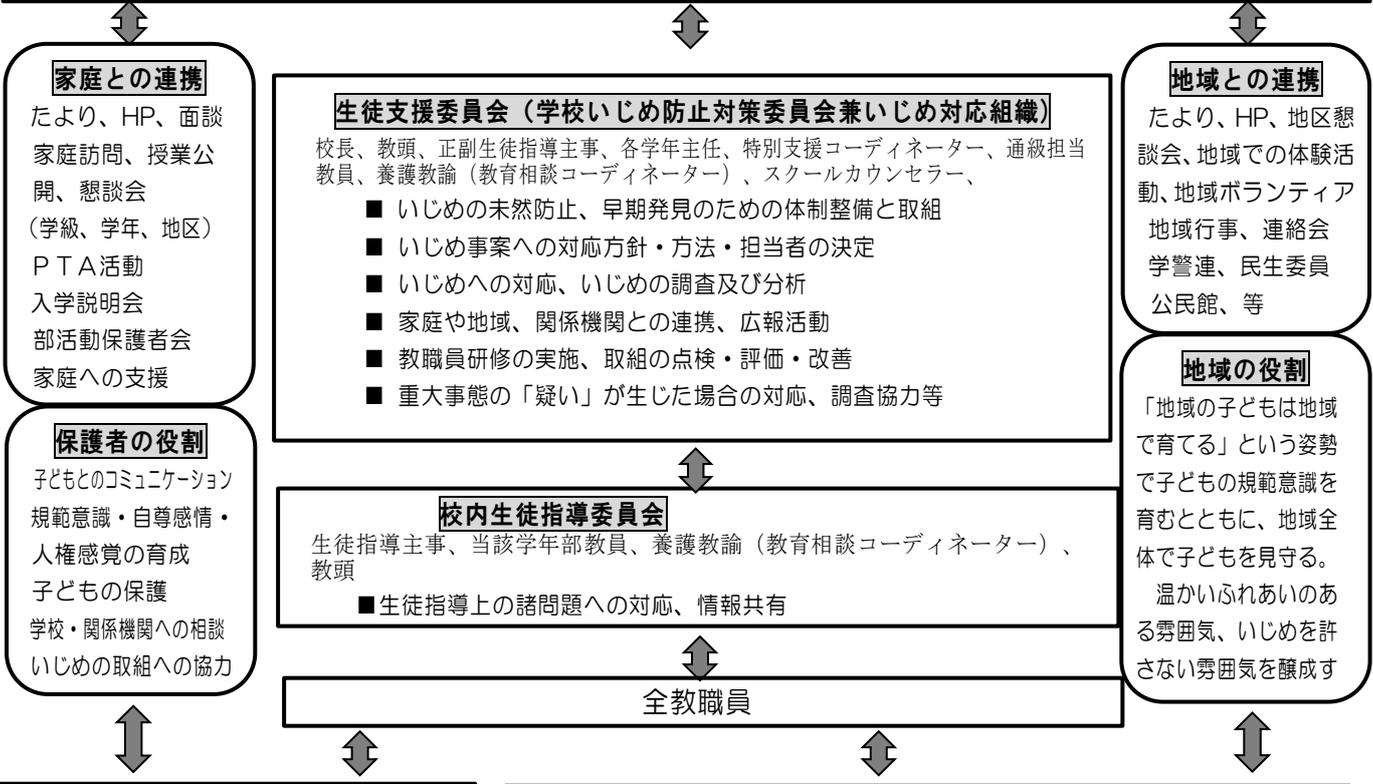
年度目標 「進路保障を柱とした人権教育の推進」 「確かな学力の育成」 「ふるさと・キャリア教育の推進」 「社会に開かれた学校づくり」



学校いじめ防止対策基本方針

いじめは「いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる」という認識のもと、全校生徒に「いじめは決して許されない行為であることの理解を徹底するとともに、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を形成し、生徒が毎日安心して学校生活を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関と連携していじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処に取り組む。

- (1) 心の居場所となる学校づくり、絆づくりの場となる学校づくりを推進する。
- (2) 多角的な視点で生徒理解に努めるとともに、家庭・地域と連携した取組を行う。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。
- (4) いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に周知し、連携して取り組む。
- (5) 教職員研修を実施し教職員のいじめ認知力向上に努めるとともに、定期的にいじめ防止の取組の点検、評価改善を行う。



家庭との連携

たより、HP、面談
家庭訪問、授業公開、懇談会
(学級、学年、地区)
PTA活動
入学説明会
部活動保護者会
家庭への支援

保護者の役割

子どもとのコミュニケーション
規範意識・自尊感情・
人権感覚の育成
子どもの保護
学校・関係機関への相談
いじめの取組への協力

生徒支援委員会（学校いじめ防止対策委員会兼いじめ対応組織）

- 校長、教頭、正副生徒指導主事、各学年主任、特別支援コーディネーター、通級担当
教員、養護教諭（教育相談コーディネーター）、スクールカウンセラー、
- いじめの未然防止、早期発見のための体制整備と取組
 - いじめ事案への対応方針・方法・担当者の決定
 - いじめへの対応、いじめの調査及び分析
 - 家庭や地域、関係機関との連携、広報活動
 - 教職員研修の実施、取組の点検・評価・改善
 - 重大事態の「疑い」が生じた場合の対応、調査協力等

地域との連携

たより、HP、地区懇談会、地域での体験活動、地域ボランティア
地域行事、連絡会
学警連、民生委員
公民館、等

地域の役割

「地域の子どもは地域で育てる」という姿勢で子どもの規範意識を育むとともに、地域全体で子どもを見守る。
温かいふれあいのある雰囲気、いじめを許さない雰囲気を醸成す

校内生徒指導委員会

- 生徒指導主事、当該学年部教員、養護教諭（教育相談コーディネーター）、
教頭
- 生徒指導上の諸問題への対応、情報共有

全教職員

研究主題

総合的な学習の時間を軸とした
教科横断的カリキュラムの構築
～生徒の社会的な自立と
確かな学力の育成をめざして～

安来二中校区小中連携協議会 めざす子供像

- 進んで人とかがわりあおうとする子ども
- 主体的に学び、豊かに表現する子ども
- 自分や友達を大切に、共に伸びていこうとする子ども
- 体や心の状態に関心をもち、友達と関わり合いながら進んで、体力・健康づくりに取り組む子ども

いじめの未然防止

心の居場所、絆づくりの場となる学校づくり

- 学習指導の充実
- 学校経営の充実
- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- 体験活動、読書活動の充実
- 生徒の主体的ないじめの問題への取組・生徒会との連携
- 情報モラル教育の充実
- 家庭・地域との連携

いじめの早期発見

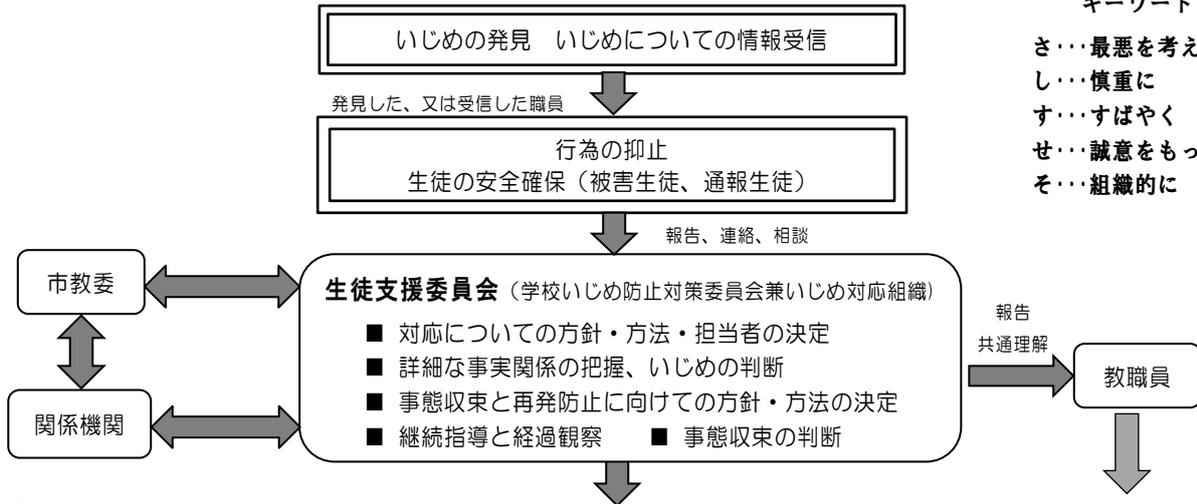
生徒理解の充実と生徒との良好な関係づくり

- 生徒理解の充実…行動観察、ライフ、健康観察
- 情報の共有…校内委員会、職員朝礼、職員会議
- 相談体制の充実…教育相談、SCによるカウンセリング、
- 定期的な調査の実施…Q-U、教育相談前アンケート、学校評価、意識調査安来市「学校生活に関する調査」等
- いじめの実態の分析
- 教職員のいじめ認知力向上のための研修の実施

いじめへの対応

キーワード

- さ…最悪を考え
- し…慎重に
- す…すばやく
- せ…誠意をもって
- そ…組織的に



被害・加害生徒の保護者への対応

- ① 家庭連絡・家庭訪問での事実関係と対応についての説明
- ② 把握した事実や対応について、解決、再発防止に向けて、情報を一元化して双方に説明
- ③ 保護者の思い・願いをふまえた支援
- ④ 生徒の状況や、支援・指導の経過の連絡

詳細な事実関係の調査

周囲の生徒への対応

- ① 事実の報告
- ② 関係生徒への配慮
- ③ 自分の問題として捉えさせる
- ④ 再発防止への働きかけ
- ⑤ いじめを許さない、見過ごさない学校づくりの意識啓発

被害生徒・加害生徒への対応

- ① 被害生徒に対する心のケア
- ② 加害生徒への指導、必要に応じ教室外指導、出席停止等の措置
- ③ 被害生徒、加害生徒への支援

関係機関との連携

- ① 教育委員会との連携
- ② 警察との連携
- ③ 医療機関との連携
- ④ 児童相談所との連携

重大事態への対処

「重大事態」とは

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

